

会 見 年 月 日	令和3年3月25日（木）
担 当 課	市民部環境課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6821 FAX 番号：0791-43-6892 （担当者名：古谷・中濱）

赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱の制定について

1. 趣 旨

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（以下「市条例」という。）に基づき、大規模な太陽光発電設備を設置する際には自然環境や歴史的景観、生活環境の保全との調和を図るよう指導を行ってきましたが、市条例の対象外となる小規模な太陽光発電設備の設置に対しても一定の手順を定めることにより良好な環境を推進するため、新たな要綱を制定します。

2. 内 容

（1）要綱の基本的な考え方

- ・小規模太陽光発電設備（発電出力が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備）設置工事に対して、事前に届出を求めます。（市条例の対象は50キロワット以上の太陽光発電設備）
- ・事業者に対して、事業区域を含む自治会等への事業内容等の説明を求め、自治会等との良好な関係による事業の実施を求めます。
- ・届出により事業内容を把握し、必要に応じて指導又は助言を行います。

（2）施行日

令和3年5月1日

赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱の骨子

目的（第1条関係）

赤穂市環境基本条例（平成13年赤穂市条例第12号）に定める良好な環境の保全と創造を図るため、小規模太陽光発電設備の設置に関する必要な事項を定めることにより、良好な環境の推進に寄与することを目的とします。

定義（第2条関係）

(1) 小規模太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備及び附属施設で、発電出力が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備をいいます。

(2) 事業区域

事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいいます。

(3) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいいます。

(4) 自治会

その区域に事業区域を含み又はその区域が事業区域に隣接する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいいます。

(5) 近隣関係者

事業区域に隣接する土地又は建築物を所有する者をいいます。

対象となる事業（第3条関係）

小規模太陽光発電設備を設置する事業について適用し、建築物に小規模太陽光発電設備を設置する事業には適用しません。なお、50キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業（建築物に設備を設置する事業を除く。）は、市条例が適用されます。

事業者の責務（第4条関係）

小規模太陽光発電設備を設置する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、関係法令及びこの要綱を遵守し、事業区域及び周辺地域の生活環境に十分配慮し、自治会及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければなりません。

事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めなければなりません。

小規模太陽光発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければなりません。

小規模太陽光発電設備が不要となった場合、速やかに原状回復に努めなければなりません。

事業計画の届出（第5条関係）

事業者は、事業の工事に着手する日の14日前までに、位置図、土地利用計画図、自治会及び近隣関係者説明実施報告書等を添えて、小規模太陽光発電設備設置事業計画届出書を市長に提出しなければなりません。また、届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに小規模太陽光発電設備設置事業計画変更届出書を市長に提出しなければなりません。

住民等への説明等（第6条関係）

事業者は、届出を行う前に、自治会の住民及び近隣関係者に対し、事業内容等に関する説明を行い、理解が得られるよう努めるものとします。

工事完了の届出（第7条関係）

届出を行った事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅延なく小規模太陽光発電設備設置工事完了届出書を市長に提出しなければなりません。

工事完了後の変更（第8条関係）

設置工事の完了後において、事業者が太陽光発電設備の増設等事業の内容を変更しようとする場合についても、届出書を提出しなければなりません。

報告及び調査（第9条関係）

市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求め、又は市の職員に当該事業に関する事項について調査させることができるものとします。

指導又は助言（第10条関係）

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができるものとします。

補則（第11条関係）

要綱の円滑な実施を図るため、市長は、必要に応じ別に事務執行に関する細則を定めることができるものとします。

施行日及び経過措置（付則関係）

この要綱は、令和3年5月1日から施行します。

この要綱の施行の際現に小規模太陽光発電設備の設置工事に着手している事業については、第5条から第7条までの規定は適用しないものとします。